

平成20年度

北海道後期高齢者医療広域連合予算の概要

後期高齢者医療制度の業務開始に伴い、広域連合の平成20年度予算については、一般会計のほかに、後期高齢者医療給付に関する歳入歳出を経理するための特別会計（後期高齢者医療会計）を設ける。

◎各会計歳入歳出総額等

1 一般会計

(1) 歳入歳出総額 1,836,475 千円 (前年度比 29.4%増)

(2) 主要な歳入

科目名	金額	前年度比	備考
①分担金及び負担金	1,686,362 千円	21.3%増	市町村共通負担金
②国庫支出金	51,005 千円	82.2%増	
保険料不均一賦課負担金	50,856 千円		
運営協議会関連の補助金	149 千円		
③道支出金	50,856 千円	皆増	保険料不均一賦課負担金
④繰入金	6,000 千円	皆増	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金
⑤繰越金	40,000 千円		

(3) 主要な歳出

科目名	金額	前年度比	備考
①議会費	3,125 千円	37.7%減	議員費用弁償、会議録調製委託料等
②総務費	207,095 千円	85.3%減	
一般管理費	203,608 千円		派遣職員関連費(156,286千円)、その他一般事務費(47,322千円)
事務所管理費	2,643 千円		光熱水費、事務所清掃業務委託料等
会計管理費	434 千円		口座振込通知書送付用封筒印刷製本費
選挙費	90 千円		選挙管理委員報酬等
監査委員費	320 千円		監査委員報酬及び費用弁償等
③諸支出金	1,625,213 千円	皆増	
後期高齢者医療会計への事務費繰出金	1,523,501 千円		
後期高齢者医療会計への保険料不均一賦課繰出金	101,712 千円		

2 後期高齢者医療会計（新設）

(1) 歳入歳出総額 568,194,608 千円

(2) 主要な歳入

科目名	金額	備考
①市町村支出金	97,729,235 千円	
保険料等負担金	52,842,737 千円	構成市町村が徴収した保険料及び保険基盤安定費
療養給付費負担金	44,886,498 千円	
②国庫支出金	185,456,570 千円	
療養給付費負担金	134,659,494 千円	
高額医療費負担金	1,426,625 千円	
調整交付金	49,199,761 千円	
特別高額医療費共同事業費補助金	40,000 千円	
保健事業費補助金	130,690 千円	健康診査分
③道支出金	46,313,123 千円	
療養給付費負担金	44,886,498 千円	
高額医療費負担金	1,426,625 千円	
④支払基金交付金	234,983,314 千円	
⑤特別高額医療費共同事業交付金	93,148 千円	
⑥繰入金	3,619,213 千円	
一般会計からの事務費繰入金	1,523,501 千円	
一般会計からの保険料不均一賦課繰入金	101,712 千円	
後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金	1,994,000 千円	

(3) 主要な歳出

科目名	金額	備考
①総務管理費	1,438,451 千円	
一般管理費	909,478 千円	派遣職員関連費(170,370 千円)、レセプト二次点検経費(200,000 千円)、レセプト等OCR処理などの業務運用経費(357,509 千円)、その他一般事務費(181,599 千円)
会計管理費	10,983 千円	葬祭費などの隔地払い手数料等
電算処理システム費	517,990 千円	システム運用管理費
②保険給付費	566,454,157 千円	
療養給付費	537,777,327 千円	
訪問看護療養費	831,538 千円	
移送費	1,121 千円	
高額療養費	21,725,904 千円	
審査支払手数料	1,603,756 千円	
特別高額医療費共同事業 拠出金	93,148 千円	
特別高額医療費共同事業 事務費拠出金	500 千円	
葬祭費	959,310 千円	
健康診査費	709,200 千円	
道財政安定化基金拠出金	180,877 千円	
運営安定化基金造成費	2,571,475 千円	
諸費	1 千円	
③公債費	300,000 千円	保険給付費支出のための一時借入金利息

◎ポイント

1 一般会計

- (1) 人件費及び事務的経費については、その性質に応じて、一般会計と後期高齢者医療会計に区分し、一般会計では、主として総務班・企画班関係の事業・人件費を計上する。（資格管理班・医療給付班・電算システム班関係の事業・人件費は後期高齢者医療会計で計上）
- (2) 構成市町村からの市町村負担金（共通経費分。以下「市町村共通負担金」という。）については、一般会計で一括して計上する。後期高齢者医療会計における人件費及び事務的経費に充てるため、一般会計から後期高齢者医療会計に対して所要額を繰り出すこととする。
- (3) 平成20年度は、業務開始初年度であり、電算システム導入整備等の準備的経費は削減（電算システム関連費 991,263 千円→517,990 千円。47.7%減）となるが、他方で、事務局体制の増強（派遣職員 10 人増）による経費増（一般会計及び後期高齢者医療会計を併せた派遣職員関連費 235,873 千円→326,656 千円。38.5%増）のほか、後期高齢者医療会計において、レセプト二次点検経費（200,000 千円）やレセプト等OCR処理などの業務運用経費（357,509 千円）などが新規に発生し、これらの経費が多額にのぼる見込みである。

このため、経常的な事務的経費については節減に努めたが、構成市町村からの市町村共通負担金は、大きく増にならざるを得ない状況である。そこで、平成19年度における事務処理等の見直しにより見込まれる不用額（40,000 千円）を繰越金として平成20年度予算に計上し、平成20年度の市町村共通負担金総額を可能な限り圧縮することとしている。

- (4) 15市町村に係る保険料の不均一賦課に伴う補填措置（国1/2・道1/2の負担金）については、法令の規定に従い、一般会計で収入し、一般会計から後期高齢者医療会計へ繰り出すこととする。また、一般会計の国庫補助金については、平成20年度は運営協議会関係の運営費に対する補助のみを計上する。
- (5) 平成20年度における被用者保険の被扶養者に係る特例軽減分及び広報啓発費用の財源は、国が平成19年度予算において補正をし、各広域連合において平成19年度中に「北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金」を条例により設置し、これに積み立てることとなっている。なお、基金造成については、平成19年度予算の補正を行うこととしている。

平成20年度一般会計においては、広報啓発費用の財源に充てるため、この基金を取り崩すこととし、所要の予算措置を行っている。（被用者保険の被扶養者に係る特例軽減分の補填のための当基金の取り崩しによる所要の予算措置は後期高齢者医療会計で計上）

2 後期高齢者医療会計

- (1) 主として資格管理班・医療給付班・電算システム班関係の所管事業費及び人件費はこの会計で計上している。
- (2) 歳入における国の療養給付費等の負担金・調整交付金、道の療養給付費等の負担金、支払基金からの交付金及び構成市町村からの療養給付費の負担金については、保険料率算定時の数値を基礎として積算している。なお、保険料関連は、最新の所得情報を基礎に積算している。同様に、歳出における保険給付費についても、保健事業費を除き、保険料率算定時の数値を基礎として積算している。

※ 平成20年度予算上の基礎数値

被保険者総数 635,000人（料率算定時と同じ）

保険料賦課総額 55,059,580千円（収納率99.78%）

なお、構成市町村からの保険料等負担金については、平成20年度においては、当該年度の保険給付費に充ててなお26億円弱の残額が発生するが、これは、保険料率を平成20年度及び平成21年度の2年間の保険給付費を賄うことができるように設定しているためである。この残額については、平成21年度の保険給付費に充てる必要があるため、新たに「北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金」を条例により設置し、平成20年度予算において、この残額分を積み立てることとしている。

- (3) 保健事業（健康診査事業）については、歳入では、当初の保険料率算定時と同様に国庫補助金を計上しているが、国庫補助基準額が見直されたことにより、保険料率算定時に比べて増額（105,680千円→130,690千円）となっている。なお、道に対しては、補助の要望を行っている段階であることから、予算計上をしていない。

また、歳出では、道内市町村において介護保険法に基づく生活機能評価との同時実施（重複部分の費用については生活機能評価が負担）を、当初10割と見込んでいたが、8割程度の見込みに修正したことから、保険料率算定時に比べて増額（591,503千円→626,650千円）となっている。

- (4) 平成20年度における被用者保険の被扶養者に係る特例軽減分の補填のため、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金を取り崩すこととし、所要の予算措置を行っている。